

平成 21 年 6 月 19 日現在

研究種目：若手研究（B）
 研究期間：2006～2008
 課題番号：18730278
 研究課題名（和文）規制緩和時代の保険業の統合と収れん
 -歴史的経緯と国際比較をふまえた実証的研究-
 研究課題名（英文）Integrations and Convergences in the Japanese Insurance Industries
 After the Deregulation
 研究代表者
 柳瀬 典由（YANASE NORIYOSHI）
 東京経済大学・経営学部・准教授
 研究者番号：50366168

研究成果の概要：

本研究の成果は、以下の各論点につき、制限されたデータの範囲内ではあるが、実証的に検討したことにある。その結果、第 1 に、規制緩和後のわが国損保業において規模の経済性が存在すること、第 2 に、損保業の合併は効率性改善という意味では必ずしも効果を発揮できていないということ、第 3 に、保険業と銀行業の収れんの動きに関しては、アメリカ同様、株式市場は好意的に受け止めていた可能性があるということ、第 4 に、業態間収れんに対する規制当局の姿勢の違いは業界のパフォーマンスに影響を及ぼす可能性があるということ、最後に、会社形態や内部ガバナンス構造の相違は保険業のパフォーマンスに影響を及ぼすということ、が実証的に示された。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2006 年度	1,300,000	0	1,300,000
2007 年度	1,100,000	0	1,100,000
2008 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度			
年度			
総計	3,400,000	300,000	3,700,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：経営学・商学

キーワード：保険、商学、保険学、産業組織論、保険業、計量経済学

1. 研究開始当初の背景

1995 年の保険業法改正や、1996 年の日米保険協議の合意を契機として、過去約 10 年はわが国の保険産業にとって規制緩和の時代であった。損害保険産業では、1998 年に実質的な料率自由化が実現し本格的な競争時代に突入した後、短い期間で急激な産業構造の変化に直面してきた。生命保険産業においても、1997 年の日産生命にはじまる中堅生

保数社の経営破たんや、医療保険市場を中心として外資系生保の新規参入など、こちらもめまぐるしい変化を経験してきた。

また、従来別々の業態とされてきた損保と生保の垣根も低くなってきており、最近では、生損保間のみならず、保険デリバティブをはじめとする代替的リスク移転商品や、銀行の保険の窓口販売解禁など、保険と金融の収れんの動きも加速している。このように、規制

緩和後の本格的な競争時代に入って以降、生損保それぞれの業態内での急速な統合の動きや業態間の収れんの動きが加速している。

さらに、こうした動きに対応した規制システムの再構築も金融庁を中心に議論されている。このように、業態内の統合や、生損保のみならず銀行も含めた業態間の収れんに関しては、わが国も海外の現在進行中であるが、そもそも、それぞれの業界のみならず消費者の立場からみた場合、こうした統合や収れんは果たして望ましいものなのだろうか。

そこで、本研究では、これらの点について社会的厚生観点からあらためて評価を行うことにした。

2. 研究の目的

具体的な研究目的は、以下の3点であった。第1の目的は、規制緩和後のわが国生保産業ならびに損保産業における効率性の計測を、たとえば規模の経済性の検証などによって行うことであった。また、第2の目的は、最近の保険と金融の収れんの動きを念頭におきつつ、たとえば、生保と損保、保険と銀行など異なる業態間の収れんによって生じると予想されるシナジーについて、範囲の経済性の検証などによって考察することであった。最後に、第3の目的としては、規制緩和後の期間を中心とした上述の実証的検討をふまえて、それを戦後約60年間の歴史的経過のなかに位置づけるとともに、欧米やIMF危機後の韓国をはじめとするアジア諸国との国際的な比較という視点から考察を行うことであった。

3. 研究の方法

研究の方法は主として、保険会社の各種定量データ（インシュアランス統計号、保険年鑑、株価等）を用いた実証的方法によった。さらに、定量データが入手不可能な場合には、実地調査（関係者へのインタビュー）を実施した。定量分析において用いた統計的手法としては、頑強性の観点から、費用関数の推計、DEA（Data Envelopment Analysis）ならびにMalmquist Index、確率的フロンティア関数の推計、といった複数の手法を用いた。

4. 研究成果

(1) 2006年度

初年度は、規制緩和時代の保険業の統合と収れんという観点から、以下4点に焦点を絞り研究を行った。

生命保険業と損害保険業の収れんに関する実証的検討（柳瀬・石坂, 2006）
同じ保険業といえども、生命保険業と損害

保険業は別個の産業として発展してきた。ところが、1996年10月、子会社方式での生損の相互乗り入れが解禁された。その後、約10年が経過したが、このような生保による損保市場への新規参入や、損保による生保市場への新規参入という現象は、従来の業態間の制度的垣根が撤廃された場合に、それぞれの市場にどのような影響を及ぼしうるかを考察するうえで、興味深い研究対象である。したがって、こうした現象に対して一定の実証的評価を行うことは、極めて有益なことだといえる。しかしながら、生損の相互乗り入れに関する実証研究、とりわけ、生保系損保に関する研究はほとんど見られない。

それでは、子会社方式での生保の損保市場参入という現象にはどのような意味があるのだろうか。第1に考えられることは、わが国損保市場における新規参入の問題であろう。つまり、わが国損保市場には、政府の政策以外の参入障壁はあるのか、あるとしたらそれは何か、という点である。というのも、生保系損保6社の同時参入は、戦後の損保市場における本格的かつ大規模な新規参入だからである。それがどの程度上手くいったか、それとも苦戦したかという点を明らかにし、その原因をわが国損保市場の産業組織上の問題として議論することが出来れば、今後の業態間規制の緩和を議論するうえでも一定の示唆が得られるだろう。

第2に、生保の営業基盤は損保商品を効率的に販売できるのだろうかという点、すなわちクロスセル（併売）の効果の検証という意味がある。伝統的には代理店組織が担ってきた損保商品の流通にとって、生保の営業基盤がどの程度効率的であったかを検証することは、業態間規制が緩和されるなか、どのような効率的な流通システムが業態を超えて構築されうるかを議論するうえで意味のあることだといえよう。

以上の問題意識のもと、本研究では子会社方式での生保による損保市場という現象に焦点を絞って、実証的に検討した。その結果、損害調査業務という、生保事業にとって比較的馴染みの薄い業務プロセスを通じた「見えざる経営資源」の蓄積が、生保の損保市場への新規参入にとって高い障壁となっていた可能性が示唆された。その一方で、生保が損保市場に参入した当初に期待されていた営業職員チャンネルによるクロスセルに関しては、必ずしも苦戦したというわけではなく、見方によっては成功したとも評価できる。

韓国の生命保険業におけるバンカシユランスの実態調査（尹・柳瀬, 2006）

わが国同様、1990年代以降、保険業の規制緩和が進展してきた韓国との比較を行うべく、韓国の生命保険業におけるバンカシユラ

ンスの実態調査を行った(尹・柳瀬,2006)。韓国のバンカシュランスはわが国とほぼ時期を同じくして進展しているが、金融当局による厳格なリーダーシップという点では、わが国のそれよりも強いものがある。そうした規制当局の姿勢の相違が、銀行と保険の流通面での収れんにどのような影響を与えうるかを検証するための予備的考察を行った。

バンカシュランスに対する市場評価 (柳瀬,2006)

1996年に始まる金融システム改革、いわゆる「日本版金融ビッグバン」を契機に、銀行と保険の業態間規制の緩和が進展してきた。なかでも、2007年12月に予定されている(現在はすでに実施済み)銀行窓口における保険商品の販売(以下、銀行窓販)の全面解禁と、それに至る段階的解禁のプロセスは、銀行業界ならびに保険業界にとって常に関心の的であった。こうした業態間の垣根が低くなる潮流は、わが国だけでなく、世界最大の保険市場を有する米国においても、1998年のシティーコープとトラベラーズの合併や、その翌年1999年のグラム・リーチ・ブライリー法(Gramm-Leach-Bliley Act、以下GLB法)の成立など、ここ数年で急速に進展してきた。

このような銀行と保険の業態間規制の緩和は、その後の銀行と保険会社の提携や統合の可能性を示唆するので、この現象に対するアカデミックな関心は、そもそも銀行と保険が経済的に提携・統合することが、両者にとってより望ましい状態を実現するのかどうかという点にあるといえよう。他方、最近のわが国の銀行・保険の業態間規制緩和の議論としては、銀行窓販に際して生じる恐れのある銀行の優越的地位を利用した圧力販売等の懸念や、それに対する弊害防止措置の導入のあり方といった、実務的観点からの議論が数多く見られる。たしかに、このような議論の重要性を疑う余地はないが、その先にある銀行と保険業の収斂現象がそもそも両業界にとって望ましいものなのかどうか、という点を実証的に検討する必要もあるだろう。

ここで、問題となる点は、上述のような検討を実証的に行う際の望ましさの基準として、どのような評価基準を用いるかということである。この点に関して、本研究では株式市場が経済主体の将来のキャッシュフロー状態に対して概ね合理的な評価をするという前提に立ち、そのうえで、株式市場による評価という視点から実証的に検討する。すなわち、業態間規制の緩和にともなって銀行と保険会社の提携・統合が加速すれば、両業界は経済的に収斂していく可能性が高まるが、収斂の結果として両業界全体の利潤のパイは増えるのだろうか、それとも減るのだろうか。あるいは、全体のパイは変化せず、むしろ

業態間で富の移転が生じるのだろうか。本研究では、この点について、イベントスタディーの手法を利用することにより、株式市場がどのような評価を行っているかを確認する。業態間規制緩和に対する一定の示唆を得ようというのである。

その結果、概ね、わが国の銀行と保険の融合を方向付けるイベントに対する株式市場の評価としては、業態間の垣根が低くなることによって、銀行や保険会社を得る便益のほうが業態間の競争激化によって失われる利潤よりも大きいということが示唆され、米国での先行研究の結論を支持する結果となっている。ただし、金融機関の規模によっては、その影響の大きさが異なるだけでなく、場合によっては、中小規模の金融機関から大規模な金融機関へ富の移転を示唆する結果を得ている。

規制緩和後のわが国損害保険業の統合 についての実証的検討(柳瀬,2007)

1990年代半ばの保険業法改正や日米保険協議の合意を契機として、わが国の損害保険産業(以下、損保産業)は本格的な規制緩和と競争の時代に入った。1998年の実質的な料率自由化の後、2000年には、わが国損保産業は戦後初の損保会社の破綻を経験した。また、2001年以降、大手損保会社間の大型合併が複数生じる一方で、中小規模の損保会社が市場から撤退するなど、同一業態内での統合(以下、業態内統合)が短期間で進展してきたことは記憶に新しい。もちろん、最近はこのような動きが落ち着きを見せているものの、そのことをもってさらなる業態内統合の可能性を否定することはできないだろう。それでは、わが国損保産業は今後も業態内統合がさらに進展するのだろうか。また、統合が進展するならば、これまでのような企業間合併などがその中心的な手法となるのだろうか。それとも、これまでとは異なる統合のあり方が予想されるのだろうか。この問題を議論するためには、まずもって、なぜ規制緩和後に業態内統合が進展するのかという点を明らかにしなくてはならない。

以上の問題意識のもと、本研究では産業における規模の経済という概念に焦点を絞って議論する。そもそも、規模の経済とは、生産規模を増加させることによって単位あたりの費用が低減する現象をいう。したがって、わが国損保産業において規模の経済が相当程度働いているならば、損保会社は生産規模を拡大することによって、より有利な費用構造となり、料率規制のない競争市場を想定するならば、有利な費用構造を実現できた損保会社は利潤を確保しながらも、より低価格の商品を供給することができる。すなわち、生産規模が大きな損保会社ほど、より高い価

格競争力を発揮でき、その結果、生産規模が相対的に小さい中小の損保会社は市場から退出せざるをえなくなるし、比較的規模の大きい損保会社はさらに規模の拡大を志向するだろう。要するに、わが国損保産業において規模の経済が相当程度働いているならば、料率規制が緩和された後、市場メカニズムの帰結として同一業態内での急激な統合が現象として観察されると予想される。

本研究の目的は、規制緩和後のわが国損保産業の集中度を測定するとともに、同じ期間の個別企業レベルのデータを用いることによって、わが国の損保産業における規模の経済について実証的に検証することにある。料率規制が実質的に自由化された後に、わが国損保産業の集中度が急激に高まっているならば、同時期の産業内で規模の経済が有意に観察されると理論的に予想できるからである。

さらに、規模の経済に関しては、総ての事業費（総事業費）のみならず、保険引受に関する事業費、損害調査費、人件費や物件費のような社費部分、あるいは、代理店手数料部分など、事業費の区分別に複数のパターンで検証する。というのは、損保会社の総事業費レベルで規模の経済が確認されたとしても、損保業務すべてに規模の経済が強く働いているとは限らないからである。つまり、業務によっては、それが非常に強く働くものもあれば、まったく働かないものもあって、全体としてたまたま規模の経済が強く観察されている可能性も否定できないからである。そして、規模の経済の強力な源泉が何であるかという点を明らかにすることができれば、さらなる業態内統合のあり方という観点から、統合による費用低減の潜在的可能性を持つ業務が何であるのかを考察できるだろう。ところで、これまでも、わが国損保産業における規模の経済の検証は数多く行われてきた。そして、その多くで規模の経済が確認されてきた。

しかしながら、以下の点で本研究には特徴がある。第1に、規制緩和後のデータのみを用いた点である。すなわち、先行研究はすべて規制緩和前のデータによっている。この点は、規模の経済性と産業の集中度との関係を分析するためには、料率規制が実質的に自由化された規制緩和後のデータを用いる必要があるため、重要である。第2に、パネルデータによる分析を行った点である。多くの先行研究ではクロスセクション分析によっていた。わが国の損保会社数は数10社程度に限られるため、サンプル数を確保するためにはパネルデータによらねばならない。第3に、推計モデルの特定化に関して、直近の先行研究である Regan (1999) の事業費率関数のモデルを基礎としつつ、わが国の現状に合

わせた追加的な説明変数を組み込んだ点である。たとえば、保険業法改正後に新規参入した損保会社が参入初期に非常に大きな事業費を計上しているため、この点をコントロールするべく、各社の市場への参入経過年数をあらかず変数を組み込んでいる。事業費率関数の推計から規模の経済性を検証するための工夫であり、本研究の特徴である。第4に、分析対象とする事業費の範囲に関して、損害調査費を含む総事業費、保険引受に係る事業費、社費部分や手数料部分といった事業費区分ごとに、複数のパターンで検証している。既に述べたように、この点は、規模の経済の源泉を考察するという意味で、本研究における最大の特徴である。

実証分析の結果、全種目合計ならびに主要種目別のいずれにおいても、一貫して、規模の経済の存在が確認された。さらに、事業費の範囲として、総事業費、保険引受に係る事業費、損害調査費、人件費、物件費、代理店手数料といった複数のパターンで定義したうえで検証したが、いずれの定義においても、一貫して、規模の経済の存在が確認された。ただし、それが働く程度に関しては、保険種目、あるいは事業費の範囲によって、異なった結果が得られた。簡単に整理すると、保険種目別で見た場合には、火災保険が最も規模の経済を享受している種目であることが分かった。また、事業費の範囲別で見た場合には、損害調査費や代理店手数料に関しては、保険引受に係る事業費に比べて、規模の経済が働く程度がかなり小さいことが分かった。このことは、今後の業態内統合のあり方として、合併をはじめとする企業全体での統合ではなく、保険種目や業務別の統合のほうが、全体の費用の節約という意味で期待できるのではないかということを示唆している。

(2) 2007年度

2年目に実施した研究は以下の3点である。

規制緩和後の保険業における効率性ならびに生産性変化の計測（浅井・柳瀬・富村，2007 / 柳瀬・浅井・富村，2007）

昨年度に引き続き、規制緩和後の保険業における効率性ならびに生産性変化の計測を、より洗練された計測手法を用いて行った。具体的には、DEA (Data Envelopment Analysis) ならびに Malmquist Index を用いて、生保業ならびに損保業における効率性・生産性変化を計測する作業を行った。さらに新たな計測手法として、距離関数を用いた確率的フロンティア関数を用いた分析も行った。

保険業の効率性・生産性変化に与える要因分析と新たな研究課題（柳

瀬,2008)

計測された効率性や生産性変化が一体どのような要因によって生じているのという点を明らかにすべく、外部ガバナンス指標や内部ガバナンス指標を用いて、実証的検討を行った。そもそも、所有と支配の分離を原因とするコーポレートガバナンス上の問題に関しては数多くの先行研究が存在するものの、その大半は株式公開をしている株式会社にその焦点があてられてきたのも事実である。他方で、株式未公開の閉鎖的株式会社や相互会社といった外部からの市場規律が働きにくいあるいはまったく働かない所有構造の会社に関しては、特にわが国においてはそれほど多くの研究はなされてこなかった。

相互会社形態とは、保険業のみに認められる特殊な会社形態であり、わが国のみならず世界各国の保険業に広く観察されるものである。この会社形態の最大の特徴はオーナーが保険契約者であるという点に集約される。この点は、株式会社形態と保険会社と相互会社形態の保険会社を比較することでより明らかになるだろう。株式会社形態の保険会社の場合、オーナーは株主であり、保険契約者は顧客、すなわち保険というサービスに対する債権者という立場にある。その一方で、相互会社形態の保険会社の場合、保険契約者は顧客であり債権者であると同時にオーナーでもある。したがって、コーポレートガバナンスの文脈からすれば、相互会社形態の保険会社は株式会社形態の保険会社と比べて、外部からの市場規律を機能させるべきプレイヤーの数がより少ない状況にあるといえる。したがって、より外部からの規律づけが働きにくい相互会社形態のほうが、株式会社形態と比べて、「経営者支配」あるいはそれに近い状態による弊害が生じやすいと考えられるので、相互会社形態のほうが経営者による裁量的行動の可能性が高いといえよう。

次に、所有構造の相違がオーナーの行動に与える影響について株式会社を念頭に議論する。そもそも株式会社においては株主有限責任の原則が存在しているので、オーナーである株主は債権者のリスク負担のもと多少リスクが高くてもより大きなリターンを追求する行動を経営者に期待する傾向にある。というのも、かりに高いリターンを追求した結果、会社が経営破たんしたとしても、株主は自らが出資した金額を限度としてそれ以上のコストを負担する必要がないからである。結局のところ、そうした追加的なコスト負担は債権者が被ることになるのである。しかしながら、相互会社形態の保険会社の場合は、顧客であり債権者である保険契約者が同時にオーナーでもあるため、株式会社形態の保険会社のような問題は理論的には生じ得ない。というのも、保険会社のオーナーであ

る保険契約者にとって、債権者のリスク負担というのは自らのリスク負担に他ならないからである。

このように、2つの異なる会社形態である相互会社と株式会社に注目することによって、所有構造の相違が経営者やオーナーの行動に与える影響に関する理論的かつ実証的な研究が行われてきた。またそれと同時に、所有構造の相違がコーポレートガバナンス上の問題にどのような影響を与えるかという問題についても研究がなされてきた。具体的には、相互会社あるいは株式会社のいずれがより高いリスクテイク行動を取るのかという問題、および、そうした会社形態の相違が取締役会の規模や構成にどのような影響を与えるのかという問題である。こうした問題については様々な理論仮説が存在するものの、未だ一貫した実証的結論は得られておらず、その意味でより多くの実証的証拠を国際的な観点から提示していく必要がある。

以上の問題意識のもと、本研究では具体的に以下2つの問題に射程範囲を絞った実証的な分析を行った。はじめに、わが国の生命保険業における会社形態の相違と実際の経営行動、つまりリスクテイク行動の関係を検討する。すなわち、相互会社形態の保険会社と株式会社形態の保険会社のいずれがより高いリスクテイク行動を取るのかについて、わが国の生命保険業のデータを用いて実証的に検討する。次に、わが国の生命保険業における会社形態の相違と取締役会の規模の関係を実証的に検討した。

その結果、第1に、相互会社形態の生命保険会社のほうが株式会社形態の生命保険会社よりも大きなリスクを取っていること、第2に、相互会社形態の生命保険会社のほうが株式会社形態の生命保険会社よりも取締役会の人数が多いということが実証的に確認された。とりわけ、相互会社形態と保険会社のリスクテイク行動の関係については、理論的には対立する2つの仮説が存在しているため実証的に検討すべき課題となっていた。この点につき、一定の実証的証拠を日本の生命保険会社という極めて適切なサンプルデータを用いて明らかにできたことは本研究における重要な貢献である。加えて、取締役会の規模が小さいほどより高いリスクテイク行動を取る可能性が高いという結果を得られたことも本研究の実証的貢献である。

第3に、新たな視点として、効率性や生産性変化と企業行動との関連性について、実証的な分析に着手した。これは、研究計画策定時点では、考慮されていなかったが、具体的研究を進めるなかでアイデアとして浮上してきたものである。そもそも、効率性や生産性変化は、いわば企業行動の「結果」であるが、そうした「結果」の前段階として、具体的

な企業行動があることは容易に予想される。そこで、具体的な企業行動として「リスクテイク」の程度という指標を加えることにより、規制緩和後のデータを中心に検証した。

(3) 2008 年度

最終年度は、最近の規制緩和後の期間を中心とした実証的検討のみならず、明治以来の歴史的経過のなかにおいて、規制と保険業のパフォーマンスとの関連性を検証することであった。

すなわち、規制緩和と保険業におけるパフォーマンス（効率性や生産性など）の関連性について、これまでの研究で蓄積してきた分析手法（DEA や確率的フロンティア関数、あるいは事業費率関数の推計等）を用いて、長期的な観点、具体的には 比較的緩やかな規制環境だった時期（～1938 年頃）ならびに 厳格な事前規制環境の時期（1940 年頃～1995 年）について、実証的な分析を行う。この結果を、過去 2 年間に行ってきた分析結果と照らし合わせることで、規制と保険業のパフォーマンスとの関係について、興味深い示唆を得ることが、本年度の目的であった。

なお、本研究については、現在、作業途上にあり、完了していない（海外学術誌への投稿を前提に 2009 年度も活動を続けている）。研究期間終了後も、引き続き本研究を続けることを予定している。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 7 件）

浅井義裕、柳瀬典由、富村圭、規制緩和後におけるわが国の生命保険業の効率性と生産性の変化：ノンパラメトリック手法を用いた考察、城西現代政策研究、2 巻 1 号、35-43、2008 年、査読有。

柳瀬典由、会社形態の相違は経営行動やコーポレートガバナンスに影響を及ぼすか？：保険業法改正後のわが国生命保険業に関する実証分析、福岡大学商学論叢、52 巻 3 号 4 号合併号、321-351、2008 年。

柳瀬典由・浅井義裕・富村圭、規制緩和後のわが国損害保険業の再編と効率性・生産性への影響--一連の合併現象は生産性の改善に貢献したか？、損害保険研究、69 巻 3 号、99-125、2007 年。

柳瀬典由、規制緩和後のわが国損害保険産業の集中度と規模の経済--事業費率関数を用いたパネルデータ分析、保険学雑誌、第 597 号、1-30、2007 年、査読有。
柳瀬典由、銀行と保険の業態間規制の緩和に対するわが国株式市場の評価、生命保険論集、第 157 号、309-330、2006 年。

尹敏鎬・柳瀬典由、韓国におけるパンカシュランスの現状と課題、生命保険経営、74 巻 5 号、25-47、2006 年、査読有。

柳瀬典由、石坂元一、生命保険会社の損害保険市場への新規参入--「見えざる参入障壁」とクロスセルの評価に関する実証分析、生命保険論集、155 号、75-120、2006 年。

〔学会発表〕（計 5 件）

Noriyoshi Yanase, On the cost efficiency of cross-border entry in life and non-life insurance industry in Japan: Empirical analysis over 1997-2005 by using panel data at company level, Asia-Pacific Risk and Insurance Association (APRIA) Annual Conference 2006, July 2006, Tokyo, Japan

Noriyoshi Yanase, Investigating Productive Efficiency and Changes of Japanese Non-Life Insurance companies after the Deregulation using Nonparametric Frontier Approach (DEA), Asia-Pacific Risk and Insurance Association (APRIA) Annual Conference 2007, July 2007, Taipei, Taiwan

柳瀬典由、規制緩和後のわが国損保業の再編と効率性・生産性への影響、日本保険・年金リスク学会大会、2007 年 9 月、東京、日本

Noriyoshi Yanase, Organizational Structure and Risk Taking: Evidence from the Life Insurance Industry in Japan, Western Risk and Insurance Association (WRIA) Annual Conference 2008, January 2008, Hawaii, USA

Noriyoshi Yanase, Organizational Structure and Risk Taking: Evidence from the Life Insurance Industry in Japan, Asia-Pacific Risk and Insurance Association (APRIA) Annual Conference 2008, July 2008, Sidney, Australia

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

柳瀬 典由 (YANASE NORIYOSHI)

研究者番号：50366168

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし